

平成29年和光市議会6月定例会

提出議案の概要

和光市

報告第1号	繰越明許費繰越しの報告について（平成28年度埼玉県和光市一般会計）
担当	財政課

【目的】

平成28年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第4号、第6号）で計上しました15事業のうち、年度内に事業が終了した「和光北インター第3公園整備事業」及び「アーバンアクア公園整備事業」を除いた13事業の繰越明許費について、翌年度へ繰り越すべき額が決定したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

【内容】

以下の13事業について、繰り越しました。

事業名	翌年度繰越額（円）
情報セキュリティ強化対策に係るサーバ等機器構築事業	5,384,000
通知カード・個人番号カード交付事業	6,006,000
臨時福祉給付金支給事業	167,240,000
（仮称）ひろさわ保育園整備事業	60,349,000
市道408号線他詳細設計事業	10,152,000
市道91号線道路改良事業	4,691,000
道路拡幅整備に伴う用地取得事業	104,000
長期未着手都市計画事業見直し事業	12,420,000
白子三丁目中央土地区画整理組合活動支援事業	105,218,000
広沢小学校校舎非構造部材耐震化事業	155,516,000
北原小学校非構造部材耐震化事業	145,368,000
第三小学校土地取得事業	2,160,000
第二中学校非構造部材耐震化事業	144,440,000

報告第2号	繰越明許費繰越しの報告について（平成28年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計）
-------	---

担当	財政課
----	-----

【目的】

平成28年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号、第4号）で計上しました事業の繰越明許費について、翌年度へ繰り越すべき額が決定したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

【内容】

以下の2事業について、繰り越しました。

事業名	翌年度繰越額（円）
区画道路築造他整備事業	6,504,000
建物移転等補償事業	176,000,000

報告第3号	和光市下水道事業会計予算繰越しの報告について
-------	------------------------

担当	企業経営課
----	-------

【目的】

平成28年度埼玉県和光市下水道事業会計のうち、建設改良費の雨水整備事業について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により当該予算を平成29年度に繰り越したので、同条第3項の規定により、議会に報告するものです。

【内容】

雨水整備事業について、次のとおり繰り越しました。

事業名	繰越額（円）
雨水整備事業 ※「越戸川第1号雨水幹線整備工事」	170,014,000

議案第 29 号	和光市固定資産評価審査委員会委員の選任について
担 当	職員課
<p>【目的】</p> <p>和光市固定資産評価審査委員会委員の山田史明氏の任期が平成29年6月8日をもって満了となることから、引き続き同氏を選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものです。</p>	
議案第 30 号	和光市固定資産評価審査委員会委員の選任について
担 当	職員課
<p>【目的】</p> <p>和光市固定資産評価審査委員会委員の上原徳之氏の任期が平成29年6月9日をもって満了となることから、新たに本多好太郎氏を選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものです。</p>	
議案第 31 号 ） 議案第 41 号	和光市農業委員会委員の任命について
担 当	産業支援課
<p>【目的】</p> <p>和光市農業委員会委員の現委員11名の任期が平成29年7月19日をもって満了となることから、新たに委員11名を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。</p> <p>〔同意を求める者〕</p> <p>石 田 秀 樹 氏 田 中 明 氏 大 熊 勲 氏 鳥 井 俊 之 氏 山 崎 孝 明 氏 山 崎 とよ子 氏 富 岡 正 浩 氏 新 坂 篤 司 氏 加 藤 政 利 氏 富 澤 登 氏 北 嶋 美栄子 氏</p>	

議案第 4 2 号	専決処分の承認を求めることについて（和光市税条例等の一部を改正する条例）
担 当	課税課

【目的】

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 2 号）等の施行に伴い、和光市税条例等の一部を改正する条例を定めることについて、専決処分を行ったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 3 項の規定により、その承認を求めるものです。

【内容】

1 改正の要点

(1) 個人市民税

ア 上場株式等の住民税の課税方式の見直し

(ア) 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得については、従前より、申告不要制度・申告分離課税・総合課税の選択について納税者が任意に選択することができましたが、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することも可能であることを明確化します。

〔第 1 7 条、第 2 4 条の 3、附則第 1 6 条の 3、附則第 2 0 条の 2、及び附則第 2 0 条の 3 関係〕

(イ) 施行期日

平成 2 9 年 4 月 1 日から施行します。

イ 事業所得に係る課税の特例〔附則第 8 条関係〕

(ア) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を 3 年間延長するものです。

(イ) 施行期日

平成 2 9 年 4 月 1 日から施行します。

ウ 長期譲渡所得に係る課税の特例〔附則第 1 7 条の 2 関係〕

(ア) 優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を 3 年間延長するものです。

(イ) 施行期日

平成 2 9 年 4 月 1 日から施行します。

(2) 法人市民税

延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定を整備します。平成29年4月1日から施行します。〔第40条、第41条関係〕

(3) 固定資産税

ア 災害に関する税制上の措置の常設化

(ア) 震災等により滅失等した償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例について規定します。〔第51条関係〕

(イ) 被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分限り、所有者の申出により従前の共用土地に係る税額の按分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定を整備します。〔第53条の3関係〕

(ウ) 被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分限り特例を適用することを常設規定します。〔第64条の2関係〕

(エ) 施行期日

平成29年4月1日から施行します。

イ 居住用超高層建築物に係る課税の見直し〔第53条の2関係〕

(ア) 居住用超高層建築物（「いわゆるタワーマンション」）に係る固定資産税額の按分方法について、現行の区分所有に係る家屋と同様、区分所有者全員の協議による補正方法の申出について規定します。

(イ) 施行期日

平成29年4月1日から施行します。

ウ わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）の導入

〔附則第10条の2関係〕

(ア) 緑地管理機構が設置・管理する一定の市民公開緑地（仮称）の用に供する土地に係る課税標準の特例措置の創設に当たり、わがまち特例を導入します。

対 象：都市緑地法第69条第1項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人が都市緑地法第63条に規定する認定計画に基づき設置した同法第55条第1項に規定する市民緑地の用に供する土地

特例割合：課税標準に 2 / 3 を乗じて得た額

取得期間：都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日～平成 31 年 3 月 31 日

適用年度：3 年度分

(イ) 施行期日

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日から施行します。

エ 耐震改修が行われた認定長期優良住宅に対する特例措置の拡充

[附則第 10 条の 3 関係]

(ア) 耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書について規定します。

(イ) 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

(4) 軽自動車税

ア グリーン化特例（軽課）の見直し

(ア) 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）について適用期限を 2 年延長するものです。

[平成 26 年度改正附則第 5 条、平成 28 年度改正附則第 5 条、及び平成 28 年度改正附則第 16 条関係]

(イ) 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

イ 軽自動車税の賦課徴収の特例 [平成 28 年度改正附則第 16 条の 2 関係]

(ア) グリーン化特例（軽課）において、不正行為等により不足税額が発生した場合、国土交通大臣の認定等を受けたものを所有者とみなして、軽自動車税に関する規定を適用します。

(イ) 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

(5) その他 [附則第 10 条関係]

法改正に併せて、所要の規定を整備（条項ずれ修正、文言の削除等）します

議案第 4 3 号	専決処分の承認を求めることについて（和光市都市計画税条例の一部を改正する条例）
担 当	課税課

【目的】

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 2 号）等の施行に伴い、和光市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めることについて、専決処分を行ったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 3 項の規定により、その承認を求めるものです。

【内容】

1 改正の要点

(1) わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）の導入〔附則第 4 項関係〕

ア 緑地管理機構が設置・管理する一定の市民公開緑地（仮称）の用に供する土地に係る課税標準の特例措置の創設に当たり、わがまち特例を導入します。

対 象：都市緑地法第 6 9 条第 1 項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人が都市緑地法第 6 3 条に規定する認定計画に基づき設置した同法第 5 5 条第 1 項に規定する市民緑地の用に供する土地

特例割合：課税標準に 2 / 3 を乗じて得た額

取得期間：都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日～平成 3 1 年 3 月 3 1 日

適用年度：3 年度分

イ 施行期日

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日から施行します。

(2) その他〔附則第 3 項、及び附則第 1 6 項関係〕

法改正に併せて、所要の規定を整備（項ずれ等の修正）します。

議案第44号	専決処分の承認を求めることについて（和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて）
担当	健康保険医療課

【目的】

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）の施行に伴い、和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて、専決処分を行ったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、その承認を求めるものです。

【内容】

1 主な改正内容

(1) 保険税減額措置の拡充（第21条関係）

保険税の軽減判定所得の基準額を引き上げ、対象を拡大します。

ア 5割軽減の拡大

（改正前）

基準額 33万円 + 26万5千円 × 被保険者数

（改正後）

基準額 33万円 + 27万円 × 被保険者数

イ 2割軽減の拡大

（改正前）

基準額 33万円 + 48万円 × 被保険者数

（改正後）

基準額 33万円 + 49万円 × 被保険者数

2 施行期日

平成29年4月1日から施行します。

議案第 4 5 号	和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	情報推進課

【目的】

市が独自に行う事務で個人番号を含む個人情報（以下、「特定個人情報」といいます。）を利用しようとする場合及び当該事務において別事務のために市の機関が保有する特定個人情報を利用しようとする場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下、「マイナンバー法」といいます。）第 9 条第 2 項の規定により、予め条例で定めることとなっております。

和光市においては、各事務で取扱う個人情報は課単位で管理していることから、同一課内において管理する特定個人情報を別事務で利用する場合は情報の内部利用であることから条例に規定しておりませんでした。マイナンバー法では事務単位で特定個人情報の利用を定めているため、マイナンバー法と条例との整合性に鑑みて、和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年条例第 2 3 号）の別表第 2 について、利用しようとする特定個人情報の追加を行うものです。

また、平成 2 9 年 5 月 3 0 日に施行されたマイナンバー法の改正条項において、号ずれが生じることから、引用箇所の改正を併せて行うものです。

【内容】

1 改正内容

(1) 同一課内で行う別事務のために保有している特定個人情報で当該事務の処理に利用するものを追加します（別表第 2）。

(2) 改正マイナンバー法の施行に伴う号ずれ箇所を修正します。

①対象の条番号 第 1 条及び第 5 条第 1 項

②対応内容

条文中の「法第 1 9 条第 9 号」を「法第 1 9 条第 1 0 号」に改正します。

2 施行期日

公布の日施行し、平成 2 9 年 5 月 3 0 日から適用します。

議案第 4 6 号	和光市個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	情報推進課
<p>【目的】</p> <p>「個人情報の保護に関する法律」（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「個人情報保護法」といいます。）は、情報化の急速な進展により、個人の権利利益の侵害の危険性が高まったこと、国際的な法制定の動向等を受けて、平成 1 5 年 5 月に公布され、平成 1 7 年 4 月に全面施行されました。その後、情報通信技術の発展や事業活動のグローバル化等の急速な環境変化が生じたため、定義の明確化、個人情報の適正な活用等を目的とした改正個人情報保護法が、平成 2 9 年 5 月 3 0 日に施行されました。</p> <p>この改正に伴い、和光市個人情報保護条例（平成 1 2 年条例第 4 9 号）について、所要の改正を行うものです。</p> <p>【内容】</p> <p>1 改正の要点</p> <p>(1) 本条例に出てくる用語の定義を次のとおり定めます（第 2 条）。</p> <p>ア 個人識別符号</p> <p>（例）・身体の一部の特徴（指紋等）を電子計算機のために変換した符号</p> <p>・サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号（旅券番号、免許証番号、マイナンバー等）</p> <p>イ 要配慮個人情報</p> <p>本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように特に配慮を要する個人情報（人種、信条、社会的身分、病歴等）</p> <p>(2) 収集禁止情報（第 7 条）</p> <p>和光市個人情報保護条例第 2 条第 3 項で定めた要配慮個人情報の収集を原則禁止とするものです。</p> <p>(3) 事業者に対する指導等（第 4 2 条の 2）</p> <p>改正個人情報保護法の全面施行時には、現在、各主務大臣が保有している個人情報保護法に関する指導・勧告・命令等の権限が個人情報保護委員会に一元化されるため、条例から削除するものです。</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日から施行します。</p>	

議案第 4 7 号	和光市議会議員及び和光市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	選挙管理委員会事務局

【目的】

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（平成 2 8 年政令第 1 9 4 号）の施行に伴い、和光市議会議員及び和光市長の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用並びにポスター及びビラの作成に要する経費に係る公費負担の限度額を改正するものです。

【内容】

1 公費負担の限度額の変更

(1) 選挙運動用自動車の使用

ア 選挙運動用自動車の借入れ（ハイヤー方式）

（1 日当たり）60,200 円→64,500 円

イ 選挙運動用自動車の借入れ（レンタカー方式）

（1 日当たり）15,300 円→15,800 円

ウ 選挙運動用自動車燃料

（1 日当たり）7,350 円→7,560 円

エ 選挙運動用自動車運転手雇用

（1 日当たり）11,700 円→12,500 円

(2) 選挙運動用ビラの作成

（1 枚当たり）7 円 30 銭→7 円 51 銭

(3) 選挙運動用ポスターの作成

（1 枚当たり）462 円 88 銭→393 円 79 銭

（企画費）257,500 円→232,875 円

2 施行期日

公布の日から施行します。

議案第48号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	職員課

【目的】

職員の育児休業に関する規定について、国家公務員に準じた内容に改正し、仕事と育児の両立支援を図るものです。また、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴う所要の改正を行うものです。

【内容】

1 改正の要点

- (1) 再度の育児休業をすることができる特別の事情として、保育所等に入れなかった場合を追加します。
- (2) 児童福祉法の一部改正に伴い、条例で引用する同法の条項号がずれることから、その是正を行います。

2 施行期日

公布の日から施行します。

議案第49号	和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	保育サポート課

【目的】

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第59号）の施行に伴い、低所得世帯・多子世帯等の経済的負担の軽減を図るための所要の改正を行うものです。

【内容】

1 改正の要点

(1) 教育認定子ども（1号認定の幼稚園等利用者）の保育料減額

年収約360万円未満相当の世帯について、保育料を現行の16,100円から14,100円へ減額します。

(2) 教育認定子ども及び保育認定子ども（2・3号認定の保育所・小規模保育事業所等利用者）の保育料無償化

市町村民税非課税世帯について、第2子の場合は、現行「第1子の半額」であるところを、無料とします。

2 施行期日

平成29年4月1日から施行します。

議案第50号	市道路線の認定について
担 当	道路安全課
<p>【目的】</p> <p>開発行為により帰属された道路用地を、市の道路として認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、この案を提出するものです。</p> <p>【内容】</p> <p>路線名 和光市道 646 号線</p> <p>起 点 和光市 新倉一丁目 3774番 13地先</p> <p>終 点 和光市 新倉一丁目 3774番 1地先</p> <p>延 長 85.33m</p> <p>幅 員 4.5m～7.86m</p> <p>【施行期日】</p> <p>議会承認の後、縦覧・告示をします。</p>	

平成29年度埼玉県和光市一般会計補正予算(第1号)

予 算 現 額	24,535,000千円
補 正 額	46,779千円
補正後予算額	24,581,779千円

1 歳入

(単位:千円)

款	区分(細節)	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
15	文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業補助金	0	7,391	7,391	文化庁が実施する平成29年度文化芸術振興費補助金として、「文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業」において、和光市地域文化振興事業が採択され、市に交付されることに伴い、追加計上するもの。	総務人権課
15	福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業補助金	0	578	578	福祉・介護職員の処遇改善のため、臨時に障害福祉サービス等報酬改定を一年前倒して行う事に伴いシステムの改修が必要なため追加計上するもの。(補助率:10/10)	社会援護課
16	埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金	0	15,970	15,970	第6期介護保険事業計画(長寿あんしんプラン)に基づく地域密着型サービス拠点等の整備について、県の地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金を活用するため、追加計上するもの。(補助率:10/10)	長寿あんしん課
16	早期不妊検査費補助金	0	1,800	1,800	母子保健事業において、早期不妊検査費助成事業を実施するため、県負担分を追加計上するもの。(補助率:10/10)	ネウボラ課
19	財政調整基金繰入金	250,842	21,040	271,882	財政調整基金現在高(補正後)797,694千円	財政課

2 歳出

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
2	市民文化センター管理運営	218,814	7,391	226,205	文化庁が実施する平成29年度文化芸術振興費補助金として、「文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業」において、和光市地域文化振興事業が採択され、事業を実施する指定管理者へ補助金として交付するため増額補正するもの。	総務人権課
3	障害者福祉支援	17,308	578	17,886	福祉・介護職員の処遇改善のため、臨時に障害福祉サービス等報酬改定を一年前倒しで行う事に伴いシステムの改修が必要なため増額補正するもの。	社会援護課
3	在宅生活支援	1,080	1,483	2,563	予算編成時点で高齢者等寝具類貸付事業の利用者が0名であったが、その後利用者が増えたため、増額補正するもの。	長寿あんしん課
3	地域密着型サービス拠点等整備	0	15,970	15,970	第6期介護保険事業計画(長寿あんしんプラン)に基づく地域密着型サービス拠点等を整備するため、追加計上するもの。	長寿あんしん課
3	教育・保育給付費等支給管理	8,469	519	8,988	国の制度改正に伴う保育所等利用者負担額算定システム改修費用として、増額補正するもの。	保育サポート課
3	教育・保育給付費等支給	2,400,502	17,954	2,418,456	都市再生機構から市が賃借し、8月1日からひろさわ保育園に転貸する賃貸借料が確定したため、増額補正するもの。 民間保育所に対する補助事業の一部である障害児保育促進事業について、補助対象となる加配保育士が増えたため、増額補正するもの。	保育サポート課
4	母子保健	112,572	1,800	114,372	早期不妊検査助成費補助金を増額補正するもの。	ネウボラ課
10	スポーツ振興業務	3,719	1,084	4,803	平成29年度の夏期巡回ラジオ体操の和光市での開催が決定したことに伴い、開催に要する会場設営費用等を増額補正するもの。	スポーツ青少年課

(参考資料) 各基金の現在高表

(単位:千円)

会計区分	基金名	補正前 現在高	積立及び取崩の状況		補正後 現在高
			積立額	取崩額	
一般会計	財政調整基金	818,734		21,040	797,694
	市債管理基金	0			0
	学校教育施設整備基金	105,494			105,494
	公共用地取得事業基金	268,714			268,714
	公共施設整備基金	98,275			98,275
	都市基盤整備基金	105,859			105,859
	学校建設基金	0			0
	まちづくり基金	32,153			32,153
	小計	1,429,229	0	21,040	1,408,189
特別会計	国民健康保険高額療養費資金貸付基金	5,000			5,000
	国民健康保険保険給付費等支払基金	41,384			41,384
	国民健康保険出産費資金貸付基金	5,000			5,000
	介護保険介護給付費準備基金	107,292			107,292
	介護保険高額介護サービス費等一部負担金に係る資金貸付基金	5,000			5,000
	小計	163,676	0	0	163,676
合計	1,592,905	0	21,040	1,571,865	

※まちづくり基金の補正前現在高については、出納整理期間中に積み立てた額等を除いています。